

平成28年度

産前・産後ヘルパー利用のご案内

平成28年4月から豊川市では、下記のように家事支援等のヘルパーを利用した場合、利用額の半額程度を補助します。補助を受けるための利用方法については次のとおりです。

■ 1 対象者

次の4つの要件のうち①・②に該当し、③または④の方

- ① 豊川市内に住所を有する方
- ② 身内から日中に援助を得られず(核家族や支援者が高齢・病気の方を含む)、家事等を行うことが困難な状態にある方
- ③ 母子健康手帳の交付を受けている妊婦
- ④ 出産の日から60日以内の産婦。ただし、多胎出産の場合、出産の日から180日以内の産婦

■ 2 補助金を受けることができる援助の内容

- ① 食事の支度及び片付け
- ② 食材または生活必需品の買物
- ③ 衣類の洗濯及び補修
- ④ 居室の掃除及び整理整頓
- ⑤ 沐浴^{もくよく}の準備・介助及び片付け



※ただし、出生した子やその兄弟姉妹の世話を主にした援助は含みません

■ 3 利用時間及び日数

1日1回2時間以内で、45日を限度

■ 4 利用申請から利用のながれ

- ① 利用を希望される場合は、事前に保健センターへ利用の申請を行います。
- ② 利用する場合は、利用者がヘルパー事業所等に連絡し、利用契約や具体的な日程調整を直接行っていただきます。
- ③ サービス利用を受けた時は、産前・産後ヘルパー利用報告書に利用日や時間数・利用内容を記入してください。
- ④ 利用料金の支払いについては、ヘルパー事業所へ直接支払いをすませ、後日別添の利用費補助申請をしてください。

■ 5 申請場所

豊川市保健センター TEL 0533-89-0610 (平日 8:30~17:00 祝日年末年始を除く)

豊川市萩山町3丁目 77-1、77-7 名鉄豊川線 諏訪町駅から南西徒歩 10分

なお、申請手続きには申請書類確認等で30分程度かかります。